

生駒市 景観計画

■届出対象行為

(1) 建築物（景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為）

行為	奈良県		生駒市					区域の基準に同じ
	一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区		
						景観形成地区		
		広域幹線沿道地区	生駒駅前北口再開発地区					
建築物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）	地盤面からの高さ13m又は建築面積1000㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積500㎡	地盤面からの高さ13m又は建築面積1000㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積500㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積300㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積500㎡	すべての建築物	
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡		上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡			上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡	行為に係る建築面積が10㎡	
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡		上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡			上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡	行為に係る面積が10㎡	

(2) 工作物（景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為）

行為	奈良県		生駒市					区域の基準に同じ	
	一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区			
						景観形成地区			
		広域幹線沿道地区	生駒駅前北口再開発地区						
工作物の新設又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む）	1 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ15m	高さ15m	高さ15m		高さ15m	すべての工作物		
	2 煙突（支柱及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの								
	3 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	高さ13m	高さ10m	高さ13m	高さ10m	高さ10m	高さ10m	すべての工作物	
	4 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの								
	5 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設								
	6 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ13m又は築造面積1000㎡	高さ10m又は築造面積500㎡	高さ13m又は築造面積1000㎡	高さ10m又は築造面積500㎡	高さ10m又は築造面積300㎡	高さ10m又は築造面積500㎡	すべての工作物	
	7 自動車車庫の用途に供するもの								
	8 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの								
	9 上記1～8に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m（上記1に掲げるものにあつては15m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m（上記1に掲げるものにあつては15m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m（上記1に掲げるものにあつては15m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m（上記1に掲げるものにあつては15m）		建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m（上記1に掲げるものにあつては15m）	すべての工作物	
工作物の増築又は改築	上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡		上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡			上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡	行為に係る築造面積が10㎡		
工作物の外観の変更	上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡		上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡			上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡	行為に係る面積が10㎡		

(3) 開発行為（景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為）

行為	奈良県			生駒市				
	一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区		区域の基準に同じ
						景観形成地区		
広域幹線沿道区域		生駒駅前北口再開発地区						
開発行為	行為地の面積 3000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 5mかつ長さ 10m	行為地の面積 1000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 3000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 5mかつ長さ 10m	行為地の面積 1000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2m	行為地の面積 1000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	

(4) その他（景観法第16条第1項第4号により届出が必要な行為）

① 土地の形質の変更

行為	奈良県			生駒市				
	一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区		区域の基準に同じ
						景観形成地区		
広域幹線沿道区域		生駒駅前北口再開発地区						
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積 3000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 5mかつ長さ 10m	行為地の面積 1000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 3000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 5mかつ長さ 10m	行為地の面積 1000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2m	行為地の面積 1000 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 500 m ² 又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m	

② 物件の堆積

行為	奈良県			生駒市				
	一般区域	広域幹線沿道区域	市街地景観区域	田園景観区域	自然景観区域	景観配慮地区		区域の基準に同じ
						景観形成地区		
広域幹線沿道区域		生駒駅前北口再開発地区						
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積 3000 m ² 又は物件の堆積の高さが 3m	行為地の面積 1000 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m	行為地の面積 3000 m ² 又は物件の堆積の高さが 3m	行為地の面積 1000 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m	行為地の面積 500 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m	行為地の面積 1000 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m	行為地の面積 500 m ² 又は物件の堆積の高さが 2m	